

(目的)

第 1 条 この告示は、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の要援護高齢者に対し、リフト付き車両及びストレッチャー装着ワゴン車(以下「移送用車両」という。)を利用させることにより、要援護高齢者の外出の支援並びに福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、うるま市とする。ただし、利用対象者、サービス内容及び利用料の決定を除き、この事業の運営の一部をその目的が達成できると認められる事業所等(以下「事業所」という。)へ委託することができる。

(利用対象者)

第 3 条 この事業の利用対象者は、本市に居住する 65 歳以上の在宅の要援護高齢者で、住民税非課税世帯であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護者が介助をしなければ、一般の交通機関を利用することの困難な者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(サービスの内容等)

第 4 条 この事業のサービスは、移送車両にて利用対象者の居宅から目的地までの送迎とする。

2 前項に規定する目的地は、次のとおりとする。

- (1) 通院加療・検査等目的の医療機関
- (2) 市内の公共施設

3 サービスを利用できる回数については、1 週間 1 回程度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その限りでない。

(移送範囲)

第 5 条 このサービスにおける移送範囲は、市内及び近隣市町村とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(休業日)

第 6 条 この事業の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 6 月 23 日(慰霊の日)
- (4) 12 月 29 日から翌年の 1 月 1 日から 1 月 3 日までの日(第 2 号に規定する日を除く。)

(人員の配置等)

第 7 条 事業所は、この事業を円滑に実施するため、運転手を配置するものとする。なお、運転手は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)その他関係法令を遵守し、利用対象者(次項に規定する家族等を含む。)の安全を図らなければならない。

2 利用対象者は、乗降介助やその他必要な補助を行うことができる者(家族等を含む。)を 1 人以上確保するものとする。

(利用登録の申請等)

第 8 条 この事業のサービスを受けようとする者(利用対象者の家族も含む。以下「利用対象者等」

という。)は、外出支援サービス利用登録・変更申請書(様式第 1 号)及び確約書(様式第 1 号の 2)を、原則として、利用日の 1 週間前までに市長に提出するものとする。

2 市長は、利用対象者等の便宜を図るため、地域包括支援センター等を経由して前項の申請書等を受理することができる。

3 市長は、第 1 項の申請書を受理したときは、利用調査票を作成し、サービスの必要性を検討し、速やかに登録の可否を決定する。

(利用の決定等)

第 9 条 市長は、前条第 3 項の規定により、登録の可否を決定したときは、当該申請者に対し、外出支援サービス利用登録(変更)決定通知書(様式第 3 号)又は外出支援サービス申請等却下通知書(様式第 4 号)により、通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定をした場合は、事業所に対し外出支援サービス利用登録(変更)通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

(申請内容等の変更)

第 10 条 サービスを受けている者が、利用登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、外出支援サービス利用登録・変更申請書及び確約書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更内容等を審査し、サービスの内容に変更を認めた場合は、当該申請者に対し、外出支援サービス利用申請等決定通知書又は外出支援サービス申請等却下通知書により通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定によりサービスの内容に変更を認めた場合は、事業所に対し、外出支援サービス利用登録(変更)通知書により通知するものとする。

(サービスの提供停止等)

第 11 条 市長は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該利用対象者に係るサービスの提供を停止し、サービス利用を取り消すことができる。

(1) 第 3 条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 施設に入所したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 申出により辞退したとき。

(5) 3 月以上の長期入院の必要が認められるとき。

(6) 移送用車両以外の一般の交通機関の利用が可能となったとき。

(7) 虚偽の申請及びその他不正な手段により当該サービスを受けたと認められるとき。

2 利用対象者は、第 1 項各号(第 7 号を除く。)のいずれかに該当したときは、外出支援サービス利用廃止届出書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定によりサービスの提供を停止し、又は利用を取り消したとき及び第 2 項の規定による届出書が提出されたときは、当該利用対象者に対し、外出支援サービス登録停止(廃止)通知書(様式第 7 号)により、事業所に対し、外出支援サービス登録停止(廃止)通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(利用対象者等の遵守事項)

第 12 条 利用対象者等は、本制度を利用するに当たり、次に掲げる事項を遵守し、運転手の指示に従い安全運行に協力するものとする。

(1) 利用者が必要とする特別な用具は、利用者において確保すること。

(2) 事業の実施により損害・損傷を被った場合は、事業所が加入している保険による保険金の支

払いを受けるほかは、一切の損害賠償の請求を行わないこと。

(利用料の負担)

第13条 この事業の利用料は、原則として無料とする。ただし、有料の施設(高速自動車道路又は駐車場等)の実費については、利用対象者等の負担とする。

2 運転手は、有料の施設を利用する場合は、利用対象者等と協議をし、必要最小限の範囲内で利用するものとする。

(保険等)

第14条 事業所は、移送用車両の点検整備に細心の注意を払うとともに、適切な保険をかけるなければならない。

(備付帳簿等)

第15条 市長は、この事業を円滑に実施するために、次に掲げる帳簿等を備えるものとする。

(1) 外出支援サービス業務報告書(様式第9号)

(2) 外出支援サービス登録等処理台帳(様式第10号)

(守秘義務)

第16条 事業所は、その業務を行うに当たって、利用対象者の人格を尊重して行うとともに、当該対象者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、うるま市外出支援サービス実施規則(平成17年うるま市規則第83号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年3月19日告示第40号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第59号)

この告示は、平成27年3月31日から施行し、改正後のうるま市外出支援サービス事業実施要綱の規定は、平成27年3月1日から適用する。

附 則(平成27年11月25日告示第183号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。